

令和8年2月

林野庁

## I 趣旨

資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、同庁「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」でFIT/FIP制度に適合する輸入木質バイオマスの持続可能性（合法性）の証明について、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に代えて林野庁「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）」を参照することとされた（※1）。

合わせて、同ワーキンググループにおいて、輸入木質バイオマスの持続可能性について想定される確認項目について議論が行われた（※2）。

上記を踏まえ、バイオマス証明書の記載事項及び輸入木質バイオマスの持続可能性（合法性）の証明方法の規定の整備等に関し、本ガイドラインの改正を行う。

## II 改正内容

### ○バイオマス証明書の記載事項に関する規定の整備

証明書の記載事項として以下を規定する。

- ・間伐材等由来の木質バイオマスであるか一般木質バイオマスかであるかの旨
- ・当該木材等の販売先、主な樹種、数量等の基礎的な情報
- ・証明書の発行者名

ただし、国内での伐採段階の証明書については、適切に分別管理を行っている旨を記載すると共に当該木材が間伐材等木質バイオマス又は一般木質バイオマスに該当することを示す伐採造林届出書等の書類の写しを添付することとする。また、輸入段階の証明書については、適切に分別管理を行っている旨を記載すると共に持続可能性（合法性）が証明されたものであることを示す書類の写しの添付等を行うこととする。

### ○輸入木質バイオマスの持続可能性（合法性）の証明方法に関する規定の整備

（1）森林認証制度に基づく証明を行う場合は、次の認証制度で認められた木材である旨を示す書類の写しを添付する。

- ① FSC (Forest Stewardship Council)
- ② GGL Documents for supplying to the Japanese market (Green Gold Label)
- ③ PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Scheme)
- ④ SBP Instruction Document Japan (Sustainable Biomass Program)

（2）個別企業等の独自の取組により由来を証明する場合は、持続可能性（合法性）に関する以下の項目について自らが確認を行ったことを証明書に記載する。当該証明書の発行に際しては、確認内容について第三者の監査を受け、その旨を公表することとする。

- ・土地利用への配慮
- ・温室効果ガス等の排出・汚染削減
- ・生物多様性の保全
- ・土地権利の確保
- ・児童労働・強制労働の排除
- ・業務上の健康安全の確保
- ・労働者の団結権及び団体交渉権の確保
- ・法令遵守（日本国内以外）
- ・サプライチェーン上の分別管理の担保

○その他所要の改正を行う

### Ⅲ 施行期日

令和8年4月1日

（資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」の改訂版の施行日）

※1 第34回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ 資料3

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene\\_shinene/shin\\_energy/biomass\\_sus\\_wg/pdf/034\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/pdf/034_03_00.pdf)

※2 第35回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ 資料1

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene\\_shinene/shin\\_energy/biomass\\_sus\\_wg/pdf/035\\_01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/pdf/035_01_00.pdf)